

防災減災・県土強靱化対策特別委員会

本防災減災・県土強靱化対策特別委員会に付託された事項
について調査結果を報告します。

令和6年3月14日

防災減災・県土強靱化対策特別委員会

委員長 坂本 康郎

宮崎県議会議長

濱砂 守 殿

防災減災・県土強靱化対策特別委員会報告書目次

I	特別委員会の設置	9
II	調査活動の概要	9
1	災害に強い県土づくりについて	10
(1)	国土強靱化について	10
①	近年の気候変動と本県の被災状況	10
②	国土強靱化基本計画	10
③	防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策	11
④	国における国土強靱化の取組	11
⑤	本県における県土強靱化の取組	11
⑥	令和4年台風第14号災害からの復旧状況	12
(2)	県への提言	12
①	大規模自然災害に備えたインフラ整備について	12
②	災害に強い道路の整備・維持について	13
③	災害時における道路上の障害物への対応について	13
2	南海トラフ巨大地震への取組について	13
(1)	南海トラフ巨大地震について	13
①	南海トラフ巨大地震の概要	13
②	南海トラフ巨大地震の被害想定	14
(2)	災害関連死について	14
(3)	南海トラフ巨大地震への対策について	15
①	取組	15
ア	新・宮崎県地震減災計画	15
イ	「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」 に基づく宮崎県実施計画	15
ウ	県民防災力の向上	15
エ	避難所の整備	16
オ	港湾・漁港の整備	16
カ	建築物の耐震化	17
キ	災害時における保健医療福祉提供体制	17
ク	災害時におけるデジタル技術の活用	18
ケ	災害廃棄物処理対策	19
コ	地籍調査の取組	19
②	県内外の取組	20
ア	都城市の取組	20

イ	延岡市の取組	20
ウ	日南市の取組	20
エ	日向市の取組	21
オ	門川町の取組	21
カ	社会福祉法人愛育福祉会の取組	22
キ	陸上自衛隊都城駐屯地の取組	22
ク	宮崎海上保安部の取組	23
ケ	福島県の取組	23
コ	防災科学技術研究所の取組	24
(4)	東日本大震災の経験に基づく大規模地震災害の課題と対策	25
①	東日本大震災・原子力災害伝承館の調査	25
②	参考人招致による意見聴取	25
(5)	県への提言	26
①	避難所の確保や避難に係る支援について	26
②	災害時における保健医療福祉提供体制の確保について	27
③	被災地への支援体制について	27
④	津波浸水想定地域の地籍調査について	28
⑤	防災減災対策における大規模自然災害経験者の知見の活用について	28
3	台風等の大規模自然災害について	28
(1)	大規模自然災害への対策について	28
①	取組	28
ア	水害・土砂災害対策	28
イ	山地災害・林道災害対策	29
ウ	農業用ため池における対策	30
②	県内の取組	30
ア	延岡市の取組	30
イ	九州電力株式会社宮崎支店の取組	31
(2)	県への提言	31
①	水害・土砂災害への対策について	31
②	山地災害・林道災害への対策について	32
③	農業用ため池の管理の徹底について	32
4	防災における人材育成等の取組について	32
(1)	防災に携わる人材等について	32
①	防災士	32
②	消防団	33
③	自主防災組織	34
(2)	人材の育成について	34

① 防災士の育成	34
② 消防団の育成	34
③ 防災意識の啓発	35
④ 地域防災活動の支援	35
⑤ 学校における防災教育に関する取組	35
⑥ 防災に係る教職員育成に関する取組	36
⑦ 県内の取組	36
ア 延岡市の取組	36
イ 門川町の取組	37
(3) 県への提言	37
① 人材育成支援について	37
② 学校と地域が一体となった防災教育について	37
Ⅲ 結 び	38
Ⅳ 委員会設置等資料	39
1 特別委員会の設置	41
2 委員名簿	42
3 委員会活動経過の概要	43
《参考資料》	47

I 特別委員会の設置

防災減災・県土強靱化対策特別委員会は、令和5年5月臨時会において、防災減災及び県土強靱化に関する所要の調査活動を行うことを目的として設置されたものです。

II 調査活動の概要

本県では、発生の切迫性が高まっている南海トラフ地震への対策を含め、災害に強い県土づくりを目指した防災減災の取組を推進してきたところですが、近年においても、最大震度5強を記録した令和4年1月22日の日向灘地震によって複数の道路が通行止めになるなどの被害が発生したほか、令和4年9月の台風第14号では、県北地域に雨が集中し、国道327号の道路崩壊のほか、広範囲にわたる家屋や耕作地などの浸水・がけ崩れなど多大な被害が発生しました。この台風による家屋被害数は約2,000棟、公共土木施設の被害は約1,400件、被害額は約722億円に上っています。世界的な気候変動の影響により、今後も、台風等による降雨災害の激甚化が懸念されるところです。

国においては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、大規模自然災害から国民の生命・財産を守るための様々な計画や施策の推進を全国的に図ってきたところですが、令和5年7月28日には国土強靱化基本計画の改定について閣議決定し、国土強靱化に対する新たな指針を示しました。

国のこのような動きなど、近年の災害から得られた教訓や社会情勢の変化等を踏まえて、県土強靱化施策の不断の見直しを行っていくことが求められています。

このような認識の下、当委員会では、①南海トラフ巨大地震に関する事、②台風等の大規模自然災害に関する事、③災害に強い県土づくりに関する事、④防災に関する人材の育成等に関する事の4項目を調査事項として決定し、所要の調査活動を行ってきました。

調査に当たっては、関係部局に調査事項についての現状や課題、施策等について説明を求めるとともに、関係団体・企業等の現地調査や意見交換、参考人からの意見聴取を実施するなど、現状把握等に努めたところです。

当委員会の活動経過については資料のとおりですが、ここで総括して報告します。

1 災害に強い県土づくりについて

(1) 国土強靱化について

① 近年の気候変動と本県の被災状況

気象庁の公表資料による日本の年平均気温の変化を見ると、100年あたりで1.3℃上昇しています。また、1時間降水50mm以上の年間発生回数について見ると、1975年は年200回程度であったところ、2020年には年350回と1.75倍に増加しており、平均気温の上昇に伴い、全国的に大雨や短時間強雨の発生頻度が増加しています。

日本近海の平均海面水温の変化を見ても、100年間で1.24℃上昇しており、海面水温の上昇は台風勢力の拡大に影響を与えることから、甚大な台風被害に繋がる恐れがあります。

気象庁の予測では、このような地球温暖化の進行に伴い、線状降水帯の発生頻度が高まることが分かっており、地球全体の平均気温が4℃上昇した気候では、2000年代初頭と比べおよそ1.6倍の発生回数になると予測されています。

令和に入ってから、毎年のように激甚災害の指定や災害救助法が適用される台風や大雨等の災害が発生しており、本県でも、令和4年台風第14号によって大きな被害を受けています。

このように、日本における気候変動は、自然災害の頻発化や激甚化に強く影響しています。

② 国土強靱化基本計画

災害に強い国土とするための取組は、国の国土強靱化基本計画に基づいて進められています。

この基本計画は、根拠法令である「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に明記されている「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」、「国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」、「迅速な復旧復興」等、今後の半世紀以上を見据えて、国土強靱化の施策などについて定めた中長期的な計画です。

この基本計画は、社会情勢等の変化や施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに見直されることとなっており、令和5年7月28日に基本計画の改定が閣議決定され、国土強靱化の取組のための新たな指針等が示されました。

新たな基本計画の基本的な方針として、①国民の生命と財産を守る防災インフラ（河川・ダム、砂防・治山、海岸等）の整備・管理、②経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化、③デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化、④災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化、⑤地域における防災力の一層の強化（地域力の発揮）の5本柱が示され、特に③と④については、今回の改訂によって新たに示された指針となります。

基本計画の改定に伴って新たな取組が定められたことも関係し、国土強靱化に係る国の

令和6年度概算要求額は約6.2兆円となり、令和5年度予算額である約4.7兆円の1.3倍ほどの規模となっています。

都道府県や市町村においても、この基本計画を踏まえた国土強靱化地域計画を策定し、地域における防災力の一層の強化を推進していくこととなっています。

③ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

国は、防災減災や国土強靱化の取組の加速化を図るため、国土強靱化5か年加速化対策を実施しており、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策」、「国土強靱化に関する施策を効果的に進めるためのデジタル化等の推進」の3つを重点的に取り組む対策とし、概ね15兆円程度を目途に、令和3年度から7年度の5年間に集中的に実施することとしています。

④ 国における国土強靱化の取組

調査で伺った内閣官房国土強靱化推進室は、国土強靱化施策の中心的な役割を担っており、国土強靱化に係る国の取組について説明を受けました。

国では国土強靱化基本計画に基づく様々な施策を展開しており、その取組の一つとして、デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化があります。近年の線状降水帯や台風による災害の激甚化を受けて、令和5年3月から海上の水蒸気量等の観測データを用いたスーパーコンピューターによる解析の稼働を開始しており、令和6年には線状降水帯の発生を県単位で半日前から予測できるようになるとされています。その他の取組としては、避難所での被災者受入れの際のマイナンバーカードの活用や、水害リスクマップのオープン化、災害時のドローン活用、AIによる滞留車両の検知等の施策を実施しています。

そのほか、災害対策本部における女性職員や男女共同参画担当職員の配置、訪日外国人旅行者に向けた災害時情報提供アプリの配信などの取組を通じて、多様性・持続性・強靱性を向上させる地域防災力の向上を推進しています。

委員からは、「大規模自然災害に対応するためには、分野横断的な対応が不可欠だと思うが、予算や事業の管轄などにより枠組みを超えることが難しいという課題があることから、その解消に向けた具体的な取組について教えてほしい」との質問があり、「地方自治体任せにしては分野横断的な連携は進まないということは有識者会議でも指摘を受けているところである。非常に難しい課題であるが、国土交通省では複数の地域の枠組みで委員会を立ち上げる取組も行っており、あらゆる手段を講じてサポートを行っていきたい」との回答がありました。

⑤ 本県における県土強靱化の取組

本県では、激甚化、頻発化する災害から速やかに復旧・復興するために極めて重要な位置づけとなる道路ネットワークの強化を始め、施設の耐震化等の地震津波に備えたハード整備や医療提供体制の整備等、施策分野に応じた県土強靱化を推進しています。

道路ネットワークの強化については、高規格道路のミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化が国土強靱化5か年加速化対策として追加され、令和5年3月には、東九州自動車道「清武南～日南北郷」間の開通によって、南海トラフ地震などの災害時における人命救助や援助物資の輸送など、広域的な道路ネットワークの充実が図られるものと期待されています。

また、緊急輸送道路・重要物流道路の代替・補完路である国道219号において災害履歴のある箇所を回避する工事を実施するなど、地域間を結ぶ道路を整備することによって、集落孤立化の解消や、救急医療施設への搬送ルートの確保に取り組んでいます。

そのほか、道路施設の老朽化対策においては、平成22年度調査で「健全度Ⅲ」と診断された橋梁の老朽化対策が令和7年度には完了、予防保全型の管理へ転換できる見込みとなっており、このことによって、橋梁の長寿命化を図り、維持管理費用の縮減につなげていきます。

⑥ 令和4年台風第14号災害からの復旧状況

令和4年台風第14号災害によって大きな被害が発生した国道327号の復旧状況について調査を行いました。

国道327号は、日向市を起点として美郷町、諸塚村、椎葉村を經由し、熊本県へと至る一般国道であり、令和4年台風第14号災害によって、通行止めや大規模崩壊による道路の寸断などの被害が発生しました。

令和4年台風第14号は、本県の西側を自転車並みの速度で通過しており、美郷町周辺において記録的な大雨となり、線状降水帯の発生も確認されています。国道327号において通行止めとなった区間の多くはこの線状降水帯が発生した地域となっています。

これらの災害からの復旧のため、崩落した区間については、国による権限代行業業による応急復旧工事によって通行が再開され、その他の区間においても復旧工事を進めています。

このような中、国道327号は、令和5年8月に発生した台風第6号によって、再度、斜面の大崩落等の被害に見舞われることとなり、一刻も早い道路の復旧に向けた取組を進めています。

(2) 県への提言

① 大規模自然災害に備えたインフラ整備について

本県における県土強靱化対策は、3か年緊急対策や5か年加速化対策等によって着実に推進しており、それらの対策に係る整備事業などによって、浸水戸数の減少など、防災減災の成果が確実に発揮されています。

しかしながら、本県は高速道路や国県道などのインフラ整備が遅れていること、老朽化したインフラ施設の対応が十分でないことなどから、県当局には、継続的・安定的な予算の確保と施策の実施を要望します。

また、県土強靱化においては、高規格道路のミッシングリンク解消等、道路のインフラ整備が極めて重要な位置づけとなっています。中でも九州中央自動車道は、九州の中南部を東西に横断する高速道路であり、南海トラフ巨大地震を始めとする大規模自然災害時における交通流動の確保が期待されることから、委員からは、「大規模災害時に備え、本県としても、一刻も早く開通できるよう国へ働きかけてほしい」との意見がありました。

県当局には、大規模自然災害への対応における交通手段の確保のため、九州中央自動車道や東九州自動車道の全線開通に向けて、引き続き国に働きかけていくことを要望します。

② 災害に強い道路の整備・維持について

本委員会で現地調査を行った国道327号については、令和4年台風第14号による道路の崩壊等について復旧工事が進められているところですが、令和5年台風第6号により、再度、斜面の大崩落等の被害を受けたことにより、復旧への時間を要することとなりました。

このことについて、委員からは、「台風等の豪雨災害による道路の崩壊等を繰り返さないためにも、抜本的な施工の見直しも含めた強靱化対策に取り組んでほしい」との意見がありました。

県当局には、引き続き国道327号の早期復旧を始め、必要となる道路整備への重点的な取組を推進していただくとともに、近年の激甚化する豪雨災害を考慮したインフラ整備のあり方を研究し、更なる県土強靱化対策に取り組んでいただくことを要望します。

③ 災害時における道路上の障害物への対応について

地震や台風等の災害時においては、倒壊家屋や倒木、倒れた電柱等の障害物が道路上に発生することが懸念されます。障害物の速やかな撤去を行うことは、ライフラインの早期復旧や被災地の支援等を行う上でも極めて重要であり、本県においても、関係事業者と協定を結ぶなどして、速やかな障害物の撤去が図られるよう備えています。

このことに関して、委員からは、「令和4年台風第14号の際に、通行止めとなった道路への対応に時間を要する場面が見受けられたため、災害復旧に向けた備えを強化する必要がある」との意見がありました。

県当局には、災害時における道路上の障害物の速やかな撤去のため、関係機関との更なる連携強化に取り組んでいただくことを要望します。

2 南海トラフ巨大地震への取組について

(1) 南海トラフ巨大地震について

① 南海トラフ巨大地震の概要

南海トラフとは、静岡県駿河湾から日向灘にかけて存在する、海底およそ4,000メートル余りの溝状の地形を形成する地域のことです。

南海トラフ地震とは、この地域で概ね100年から150年周期で繰り返し発生する、マグニ

チュード8から9クラスの大規模な地震を指し、その発生確率は今後30年以内に70%から80%とされているものです。

そして、この南海トラフ地震のうち、科学的に考えられる最大クラスの巨大地震を「南海トラフ巨大地震」と呼んでいます。この巨大地震の発生頻度は千年に一度あるいはそれ以下とされていますが、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機に、南海トラフ巨大地震への対策が求められることとなりました。

② 南海トラフ巨大地震の被害想定

平成24年度に国が公表した南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、本県においても独自に被害想定を算出し、平成25年10月に公表しました。その後、令和2年3月に最新のデータに基づいて、人的被害等建築被害、要避難者数、ライフライン災害について再計算を行っており、防災減災の取組によって平成25年10月の当初想定から被害は縮小したものの、依然として甚大な被害が想定されています。

まず、震度分布については、県内26市町村のうち、沿岸10市町を含む13市町で最大震度が7、残る13市町についても最大震度6強又は6弱と、県内全域で非常に強い揺れが起こることが想定されています。

津波浸水については、県内の沿岸10市町の全域において、平野部を中心に広く津波の被害を受けることとなり、最大津波高は串間市の17メートルをはじめ、全ての市町で10メートル以上となり、津波の到達時間は、最短で14分、遅くとも20分程度で県内沿岸全域に到達するとの想定となっています。

そのほか、人的被害については、死者数が約1万5千人、負傷者数が約2万人、要救助者数が約2万4千人。建物被害については全壊棟数が8万棟、避難者数が約37万人。ライフライン被害については、地震発生直後の上水道の断水人口が約103万4千人、停電件数が約59万1千軒、固定電話の不通回線数が約31万1千回線になることが想定されています。

被害想定については、現在、国において見直し作業が進められており、平成26年3月に策定された「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」から約10年が経過したことから、有識者会議により、現在の被害想定で使われている地震モデルや被害想定の数値等について検討を行い、新たな被害想定が公表される見通しとなっております。このことから、本県においても、国の動きを注視しながら、必要な対応について検討していくこととしています。

(2) 災害関連死について

災害関連死は、平成31年に内閣府によって「当該災害における負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給に関する法律に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの」と定義されたことにより、災害による死者数のうち災害関連死の人数やその原因などについて検証が行われるようになりました。

平成28年に発生した熊本地震でも検証が行われており、令和3年4月に熊本県が公表し

た情報によると、死者270人のうち、地震で直接死亡した人が55人であったのに対し、その後の避難生活などで命を落とした災害関連死が215人と直接死の4倍に上っています。

災害関連死の原因については、避難生活による心身のストレスによるものが上位を占めています。過去の地震における災害関連死の状況では、避難者数の約3%が災害関連死により亡くなっており、高齢者の占める割合が約8割から9割と非常に高くなっています。

このような近年の検証結果から、直接死を防ぐこれまでの取組に加え、避難所における生活環境の改善や、物資の供給体制、保健・医療・福祉サービスの提供体制等の構築などの対策が重要な取組となっています。

(3) 南海トラフ巨大地震への対策について

① 取組

ア 新・宮崎県地震減災計画

平成25年に策定（令和3年改訂）した「新・宮崎県地震減災計画」において、県における地震被害の想定を踏まえたソフト面及びハード面について、今後取り組むべき減災対策を総合的に規定しています。

計画の骨子は、「県民防災力の向上」、「住宅・建築物の耐震化、居住空間の安全確保」、「外部空間における安全確保対策の充実」、「津波対策の推進」、「被災者の救助・救命対策」、「県、市町村の防災体制の充実、広域連携体制の確立」の6項目となっており、全庁的に対策に取り組んでいます。

この計画に基づく減災対策により、住宅の耐震化率や早期避難率を向上させることで、現在の被害想定である人的被害について、死者数を現在の約1万5千人から2千7百人へと減らすことができるものと想定しています。

イ 「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画

国は南海トラフ地震発生時の災害応急対策活動について、具体的な内容を規定した計画を策定しており、本県においても国の計画に基づいた「宮崎県実施計画」を策定し、県災害対策本部等の対応、防災関係機関の役割等の規定など、国が定める分野ごとの支援についても取り組んでいます。

具体的には、応援部隊の移動や、物資、燃料等の物資輸送が迅速かつ円滑に行われるためのルールを定めた「緊急輸送地域ルート計画」、警察や消防、自衛隊といった広域応援部隊の活動拠点等について定めた「救助・救急、消火活動等に係る計画」、DMA T（災害派遣医療チーム）の活動調整を行う県DMA T調整本部の役割等について定めた「医療活動に係る計画」、物資輸送拠点や支援物資の配分計画等について定めた「物資調達に係る計画」、災害対応のための車両への燃料供給方法や電力・ガスの臨時供給等について定めた「燃料供給に係る計画」があります。

ウ 県民防災力の向上

新・宮崎県地震減災計画に基づく主な施策の一つとして「県民防災力の向上」を掲げ、自分の命は自分で守る「自助」の取組を推進しています。具体的には、大規模災害から命を守る3つの行動として、建物の耐震化や家具の転倒防止対策等の促進、地震や津波等の危険がある際の高台への早期避難、災害に備えた平時からの備蓄確保について、県民に対し重点的に啓発を行っています。

エ 避難所の整備

特定避難困難地域の解消のため、県内26箇所の津波避難タワー等の避難施設が令和4年3月までに全て完成し、これらの避難施設において1万8千人の収容が可能となりました。

また、ひなた宮崎県総合運動公園の避難高台や避難デッキについても、令和4年3月までに完成し、6万1千人の収容が可能となりました。

そのほか、指定緊急避難場所や指定避難所について、各市町村において、いずれも約1,300箇所余りを指定しています。

学校施設においては、令和4年12月1日時点で公立小中学校が357校中299校、令和6年1月1日時点で県立学校が50校中33校、私立高校が15校中8校を避難所として指定しています。整備状況については、令和6年1月1日時点で、避難所に指定されている県立学校33校のうち、管理棟における出入り口のスロープを33校、多目的トイレを28校に整備しており、また、体育館における出入り口のスロープを31校、多目的トイレを25校に整備しています。AEDについては、33校全てに設置しており、太陽光発電設備は6校に設置しております。私立高校8校については、管理棟における出入り口のスロープを5校、多目的トイレを6校に整備しています。また、体育館における出入り口のスロープを3校、多目的トイレを1校に整備しています。AEDについては、8校全てに設置しており、太陽光発電設備は2校に設置しています。また、県立学校については、市町村が整備する備蓄とは別に、災害時に帰宅困難となった生徒用として、29校に簡易トイレ、24校に飲料水、23校に非常食の備蓄を行っています。県立学校については、災害時の避難所としての役割を念頭に、施設の整備を行うほか、既存の空き教室や倉庫などの備蓄倉庫への活用にも協力するなど、引き続き市町村の危機管理部局と連携を図っていくこととしています。

オ 港湾・漁港の整備

港湾整備の取組として、耐震強化岸壁や、津波でも倒壊しにくい粘り強い構造の防波堤を整備しています。津波による港湾施設への災害が軽減されることで、南海トラフ巨大地震発生後も緊急物資輸送船の着岸が可能となり、物流機能の維持が可能となります。現在、重要港湾3港に耐震強化岸壁を確保し、津波に対応した防波堤の整備を進めています。

漁港の整備については、県内23漁港のうち、拠点となる11漁港において、地震・津波

対策を実施しています。具体的な対策の内容は、防波堤の嵩上げや拡幅、防波堤背後へのブロック設置等によって、防波堤をより粘り強いものとし、津波の浸水高や流速を低減させ、住宅地等への浸水被害の軽減を図るものです。この対策により、仮に被災したとしても施設の早期復旧による漁業活動の早期再開が可能となります。

そのほか、津波対策が必要とされる12の漁港海岸のうち、特に優先度が高い土々呂漁港海岸において対策を実施しています。具体的な対策の内容は、発生頻度が高いレベル1津波から地域住民の生命・財産を防護するため、護岸の嵩上げなどによって津波浸水高さや流速を低減させ、住宅地等への浸水被害の軽減を図るとともに、津波到達時間の遅延により避難時間を確保することとしています。

カ 建築物の耐震化

令和4年5月に改定した「宮崎県建築物耐震改修促進計画」において、住宅の耐震化率を令和7年度末に90%にすることを目標としており、令和3年度より、耐震診断の補助限度額の引き上げを行うなど加速化支援事業の取組を拡充し、耐震化を促進しているところです。

学校施設においては、構造体の耐震化について、公立小中学校は令和3年度に、県立学校は平成25年度に耐震化率100%となり、整備を完了しています。私立学校については、各学校の経営計画など将来の方向性を踏まえて耐震化が進められており、令和5年4月1日現在で耐震化率95.5%となっています。

また、構造体の耐震化に併せて、非構造部材の耐震化にも取り組んでおり、吊り天井の落下防止を始め、窓ガラスの飛散防止や設備器具の転倒・落下防止などを行っています。このうち、屋内運動場の吊り天井の耐震化については、公立小中学校は100%、私立学校は80.0%となっています。なお、県立学校については、耐震対策として吊り天井の撤去等を行った結果、現在、吊り天井を有する屋内運動場はありません。

学校施設の耐震化における今後の対策について、県立学校においては、屋内運動場の吊り天井以外の非構造部材の耐震化の更なる推進に取り組み、また、公立小中学校においても、非構造部材の耐震化を推進するため、市町村への情報提供や必要な助言を行っていきます。私立学校に対しては、県から各学校法人に対して耐震化の必要性について啓発を行うなどの働きかけを行っています。

特別支援学校においては、児童生徒の障がい種別や実態に応じた設備を整備することで、迅速な情報伝達・避難を行える環境や、医療的ケア等が必要な幼児児童生徒が被災時も継続的な支援が受けられる環境を整備しています。災害時でも電源を確保できる非常用電源や肢体不自由の児童生徒が階段を使った避難が必要な場合に使用する階段避難車を整備したほか、聴覚特別支援学校においては、校舎内に情報表示システムを設置し、災害時に迅速な情報伝達を行える環境を整備しました。

キ 災害時における保健医療福祉提供体制

大規模災害時における医療提供体制として、本庁に設置される宮崎県保健医療福祉調整本部と保健所に設置される地域保健医療福祉調整本部が中心となり、各種災害派遣チームの派遣調整や情報連携等の保健医療福祉活動の総合調整を行うこととしています。

また、災害拠点病院として、県下全域の災害拠点病院の機能強化の役割を担う基幹災害拠点病院を2か所、二次医療圏の中核機関となる地域災害拠点病院を10か所指定しています。災害拠点病院は、その指定要件として、全ての施設が耐震構造を有し、自家発電機や受水槽の設置、食料・飲料水・医薬品などの備蓄や通信手段の確保、患者の多数受入れのためのベッド等の確保が必要とされおり、災害時には24時間の救急対応を可能としています。

ドクターヘリの運用も行っており、関係機関と調整の上で患者の緊急搬送等に対応しています。

医療品等の確保については、災害時の医療救護所での初動医療に必要となる医薬品等を宮崎市、都城市、延岡市の3か所に備蓄しているほか、関係団体との災害時応援協定により、医薬品等が不足する際の優先供給体制を構築しています。

災害時における現地支援においては、被災地外から医療・保健・福祉に関わるチームが派遣され、被災した患者等への医療支援、調整本部や保健所等の保健医療福祉行政への支援、避難所での要配慮者に対する支援などを行います。

高齢者、障がい者、乳幼児などの要配慮者の避難対策としては、要配慮者の良好な生活環境を整えた避難所である福祉避難所を市町村が開設することになっています。

ク 災害時におけるデジタル技術の活用

平成26年度に災害情報の報告ツールである「災害対策支援情報システム」を導入し、被災した市町村のシステムを通じた情報収集が可能となりました。また、このシステムが収集した情報は、Lアラート（災害情報共有システム）を通して、マスコミ各社へも情報提供が行われます。

一方、国による災害情報共有システム「S I P 4 D」を活用した災害情報の共有ツールである「宮崎県防災情報共有システム」を令和2年度に導入し、各関係機関の持つ災害情報の収集や、収集した被害状況や避難所情報等を地図上に一覧的に表示することが可能となったことで、救助活動等の対策立案や情報共有をよりスムーズに行うことができるようになりました。

そして、令和5年度には、この「災害対策支援情報システム」と「宮崎県防災情報共有システム」を一本化し、より効率的な運用が可能となりました。

災害対応に係るデジタル技術の今後の方向性として、国において、内閣府による新たな情報共有システム「次期総合防災情報システム」の令和6年度からの運用開始や、災害時におけるドローンや監視カメラ等を活用した災害情報の収集や分析の高度化の取組が示されています。本県としては、このような国の流れを踏まえ、県域をまたいだ広域災害への対応や関係機関における国の新たな防災デジタルプラットフォームへの接続、

A I を活用した災害分析等を今後取り組むべき課題として、検討を進めていくこととしています。

ケ 災害廃棄物処理対策

災害廃棄物の処理については、東日本大震災の経験を踏まえ、国が平成26年に「災害廃棄物対策指針」を示し、都道府県及び市町村に対して、それぞれの地域特性や役割に応じた「災害廃棄物処理計画」を策定するよう求めました。本県においては、平成28年に「宮崎県災害廃棄物処理計画」を策定し、市町村に対する支援や民間業者等との連携等を示すとともに、南海トラフ巨大地震が発生した場合に想定される災害廃棄物の発生量が約1,171万トン、必要となる仮置場面積が約250haになると推計しました。

災害廃棄物の直接の処理責任者となる市町村においては、「災害廃棄物処理計画」に基づいた初動対応を行うとともに、被害の状況が明らかとなり次第、別途「災害廃棄物処理実行計画」を策定し、災害廃棄物の処理や施設の復旧を進めていくこととしています。

令和4年台風第14号においては、県内15市町村で4,525トンの災害廃棄物が発生しており、14市町村で58,432㎡の仮置場が設置されましたが、この経験により浮き彫りとなった課題である、平時とは異なるゴミ処理の運用のための職員の対応力強化や県内関係機関の連携体制の強化について対策を進めていくこととしています。

また、南海トラフ巨大地震のような県単独での対応が難しい災害に備えるため、国によって県域を越えた広域連携体制の構築が図られており、本県は九州ブロックに属して、九州各県と連携した被災県への支援体制を構築しています。

県当局からの説明を受けて、委員からは、「化学物質等、危険物の処理方法は検討されているのか」との質問があり、「化学物質等の災害廃棄物は一旦、仮置場に保管した後に、しかるべき処理を行うこととしているが、仮置場における土壌汚染が懸念されるため、土壌汚染を防ぐための鉄板の敷設や土壌分析による汚染状況の確認等の対策を講じている」との回答がありました。

コ 地籍調査の取組

地籍調査とは、国土調査法に基づいて一筆ごとの土地の境界や面積等を調査するもので、その成果により登記簿が修正され、登記所備付地図となります。

南海トラフ巨大地震や、令和4年台風第14号災害のような豪雨災害の激甚化・頻発化を背景として、防災施設の円滑な整備や被災後の迅速な復旧・復興に資する地籍調査の早期完了への取組を推進する必要があります。

本県における津波浸水想定区域では、住宅や商業施設が密集する地域が多いことから、調査に多額の費用や期間を要しており、令和4年度末の進捗率は58%となっています。そのため、地域の特性に応じた効率的な調査手法として、民地と道路の境界箇所を先行して調査する「街区境界調査」を推進していくこととしています。

② 県内外の取組

ア 都城市の取組

調査で伺った都城市は、県の沿岸部における津波等の大規模災害時の後方支援都市の役割を担っており、県南10市町による宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会を設置し、災害時に備えています。後方支援の取組としては、被災した市町村で災害対策本部の設置が難しい場合に、都城市が本部の役割を担うなどの人的支援の実施や都城市の避難所の提供、支援物資や医療の提供などを想定しています。

また、道の駅都城は、国から「防災道の駅」の選定を受けており、施設の耐震化、無停電化、通信や水の確保等によって、大規模自然災害時の業務継続機能を備えているほか、災害時の支援拠点として2,500㎡以上の駐車場を備えており、非常時の活動のためのBCPも策定しています。

そのほか、災害に備えた企業等との連携として、令和5年8月時点で59件の災害応援協定を結んでおり、災害時において早期のインフラ復旧や救援物資の支援等を受けることができるよう備えています。

委員からは、「都城市内の各地域における後方支援拠点の役割について教えてほしい」との質問があり、「人命救助のための活動拠点として高城運動公園、災害拠点病院として都城市郡医師会病院、山之口町に設置された支援物資の備蓄倉庫があるが、災害時における役割のすみ分けについては調整中の部分もあるのが現状である」との回答がありました。

イ 延岡市の取組

調査で伺った延岡市では、平成26年度に策定した津波避難対策緊急事業計画に基づく避難施設や避難路の整備事業が令和4年度に完了しました。

事業完了に合わせて立ち上げた、事業内容を検証するための検討委員会において、延岡市の施策方針である「逃げ遅れゼロのまち」の更なる推進のためには事業の継続が必要であるとの方針が示され、「更なる避難場所の確保や整備」、「避難訓練で抽出された避難場所への夜間・休日の進入方法等の課題解決」、「継続的な災害リスクの啓発や情報提供の必要性」について提案がなされました。この提案を受けて、災害時の道路状況等を考慮した避難可能距離の見直しによる新たな避難所の整備や、緊急時の避難施設の解錠などの対策を進めています。

また、宮崎ガス株式会社延岡支店との間で災害時における都市ガス設備復旧等に関する協定を結んでおり、この協定に基づいた更なる情報共有や被災を想定した訓練などを実施していく予定です。

ウ 日南市の取組

調査で伺った日南市では、南海トラフ巨大地震に備えた避難計画の基準の下で避難所の指定を行うとともに、長距離の避難が困難である要支援者に対する避難誘導の取組と

して、要支援者を名簿登録し、平時から自治会や消防団等と情報提供を行うことで、非常時の避難誘導に備えています。

そのほか、防災行政無線の整備にも取り組んでおり、ホーンスピーカーや高性能スピーカーの設置、防災ラジオの無償貸与を行っています。

災害発生時の消防救急拠点としての役割を担う日南市消防本部においては、施設の耐震化やバリアフリー化、多目的トイレの設置、情報収集のためのドローンの導入を行っているほか、敷地内では緊急車両と一般車両との導線の区別を明確化して、非常時の対応に備えています。

エ 日向市の取組

調査で伺った日向市では、南海トラフ巨大地震の被害想定に基づくハード整備とソフト整備に係る計画を策定しています。

ハード整備では、津波避難路ガイドラインに基づいた東九州自動車道路側方面の避難路整備や8基の津波避難タワーの設置、津波避難山や防災公園の整備、校舎屋上避難階段の整備などに取り組んでいます。

ソフト整備では、自助・共助の確立のため自主防災会結成の推進のほか、ハザードマップの配付やSNSを活用した防災情報の発信などの避難に係る周知広報、災害時の相互協力や流通備蓄等に係る災害支援協定の締結などに取り組んでいます。

また、令和4年には、自治体の防災拠点整備を支援している「B&G財団」からの支援により、防災拠点となる防災倉庫の設置や重機などの配備、防災人材の育成を行っています。

委員からは、「海岸沿いに多くの木材が置いてあり、津波が来たときに流れてくる危険性があると思うが、防災計画においてその辺りがどのように整理されているのか」との質問があり、「地元企業に協力を仰いで、フェンスの設置などの対策を講じていかなければならないと考えており、関係部局と協力して取り組んでいきたい」との回答がありました。

オ 門川町の取組

調査に伺った門川町では、施設整備等のハード事業として、門川小学校と草川小学校に屋上避難所を設置したほか、防災備蓄倉庫の整備と計画的な備蓄、自主防災組織活動補助金の活用による、各地区備蓄倉庫等の整備を行っています。

また、高齢化の進んでいる地区の状況を考慮し、令和5年度に津波避難施設等の検討を行うプロジェクトチームを立ち上げ、避難の限界距離の考え方や避難施設への避難方法の見直し等について協議を行っています。

ソフト事業では、小中学校の下校時を利用した一斉避難訓練の実施や町内全域を対象とした一斉避難訓練のほか、町民を対象とした防災講演会や防災士を対象とした防災士スキルアップ研修を開催するなど、防災減災事業を進めています。

カ 社会福祉法人愛育福祉会の取組

調査で伺った社会福祉法人愛育福祉会は、延岡市内で障がい者支援施設や特別養護老人ホーム、保育所などを運営しています。

運営施設の一つである「清松園やわらぎの里」では、南海トラフ巨大地震を始めとする大規模自然災害から施設利用者や職員の命を守るため、平成27年に避難棟を建設しています。この避難棟は鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）の地上4階建て、高さ17m、エレベーター備付の施設となっており、集団の中で過ごす事が困難な方々のための個室スペースや医療用ベッドの配置、食料備蓄スペースの確保のほか、災害時の水の確保のため、1トンの循環型貯水タンクを設置しています。

また、運営施設の一つである「こぼと保育園」においても、大規模自然災害へ備えるため、令和4年に避難棟を建設しています。この避難棟は地上4階建て、高さ15mの施設となっており、階段を園児が登ることのできる高さとしているほか、5階の屋上スペースについても園児が飛び出すことのないようフェンスを高めに設計しています。

委員からは、「障がい者の方達の避難所への受入れには配慮が必要な部分があると思うが、施設としての取組で参考となる話があれば教えてほしい」との質問があり、「施設職員の対応経験や避難棟内での可動ベッドの設置など、障がい者施設としての配慮が行き届いているところはあると思う。ただ、夜間の避難を想定すると避難対応のための施設職員の人数が足りないため、近隣住民のサポートが必要となる場面もあると思われる」との回答がありました。

キ 陸上自衛隊都城駐屯地の取組

調査で伺った陸上自衛隊都城駐屯地は、宮崎県の防衛警備や災害派遣を担当する主力部隊である第43普通科連隊、重機による活動を行う施設中隊、駐屯地の維持管理を担う駐屯地業務隊、会計隊、通信部隊等、大小様々な部隊が所在しています。

災害派遣時の支援のための装備として、1トンの給水活動を行える水タンクトレーラーや200人分の食事を提供できる炊事車、医療品を積載した救急車等を備えています。

自衛隊の大きな特徴として、組織単独での現地移動や長期活動時の宿営、補給等の非常時における自己完結能力、非常時に近隣自治体との即時連携を図ることのできる即応性が挙げられ、具体的には、平素から初動対処部隊（ファストフォース）を編成し、平日の非常時においては30分、夜間や休日においても1時間以内に派遣準備を整えて、現地への支援を行うことが可能となっています。

自治体との連携強化にも取り組んでおり、共同での防災訓練の実施や自治体へ防災専門官として自衛隊OBの配置などを行っています。

都城駐屯地では、これまで、山林火災や台風、大規模震災、豪雨災害、鳥インフルエンザ等の各種災害への対応実績があり、令和4年台風第14号の際は三股町への人命救助派遣を行っています。

委員からは、「災害時に備えた自衛隊と各自治体との連携について、どれくらいの頻度で訓練等を行っているのか」との質問があり、「自治体によって差があるのが現状であり、防災訓練においても積極的な自治体とは密な連携体制を取ることができているが、そうでない自治体においては連絡調整等による連携に留まっている」との回答がありました。

ク 宮崎海上保安部の取組

調査で伺った宮崎海上保安部は、宮崎県全域のほか、日向灘から志布志湾までの海域を管轄しており、海岸線の長さは約400km、管轄エリアは約2万km²に及びます。日南市に所在する宮崎海上保安部のほか、県北地域を分掌する日向海上保安署が日向市に所在しています。

宮崎海上保安部には2隻の巡視船が配備されており、うち1隻の「巡視船きりしま」は令和4年12月に就役した巡視船であり、小型ではあるものの機動性に優れた特徴を持ちます。もう1隻の「巡視船さつき」も小型であるため沖合展開は難しいものの、沿岸部では、その機動性を発揮して活動しています。また、日向海上保安署にも「巡視船しろかぜ」と「巡視船ほこかぜ」の2隻が配備されています。

大規模自然災害の備えとして、対応マニュアルの作成のほか、非常時の情報伝達や避難に関する訓練を行っており、津波により本庁舎が使用できなくなった場合に備えて、日南市消防本部に隣接する避難所に代替の本部を構えるための体制を確立しています。日向海上保安署においても同様に、日向市役所の敷地内に非常時の代替本部を設置することとしています。

また、関係機関との連携強化のため、各自治体と共同で防災訓練を実施しているほか、県防災士ネットワークとの間で災害対策の相互協力に関する協定を結んでいます。

委員からは、「防波堤など陸のハード面の整備について御意見があれば聞かせてほしい」との質問があり、「沿岸部の主要施設については、大規模な津波を想定した移転などの対応が、予算などの関係もあり十分に進められていないのではないかと感じている。また、防波堤については、どれだけ予算をかけても、完全に津波を防ぐことは難しいと思われるため、沿岸部の住民に対する早期避難の意識啓発が課題ではないかと考えている」との回答がありました。

ケ 福島県の取組

調査で伺った福島県は、東日本大震災の被災地の一つであり、被災から12年以上が経過した現在において着実に復興が進んでいますが、今なお、およそ2万7,000人の県民が県内外での避難生活を余儀なくされています。

このような中で、福島県では、避難地域を中心としたロボット技術研究開発拠点の整備、新しい農林水産業の再生等、復興をさらに前進させるための国家プロジェクトである「福島イノベーションコースト構想」に基づく事業に取り組んでおり、この構想の司令塔として福島国際研究教育機構が発足して、世界レベルの研究開発や人材育成が行わ

れています。

また、津波防御においては、東日本大震災のような千年に一度の頻度で発生する最大クラスの津波への対応として、「多重防御」による復興まちづくりを進めています。「多重防御」の具体的な取組としては、海岸堤防の嵩上げや土地利用の再編、防災緑地の整備等を組み合わせたハード整備、そして、避難路の確保や情報伝達手段の拡充等のソフト整備により、総合的な防災力の向上を図るものです。防災緑地については、過去の震災に基づく津波高の想定の下で整備した丘に植林を行うものであり、森林による津波漂流物の捕捉を始めとする防災機能に加え、町の景観の確保やレクリエーション広場としての活用など、まちづくりと一体になった機能を有しています。

委員からは、「地震津波に備えて海岸堤防の嵩上げを行っているが、街の景観の保持という観点とどのように折り合いをつけてきたのか」との質問があり、「福島県での復興事業は、津波に備えたハード整備や新たな町づくりを目指した整備などを包含した一つの計画として実施していることから、海岸堤防の嵩上げについても町の景観を考慮した上で実施することができている」との回答がありました。

コ 防災科学技術研究所の取組

防災科学技術研究所は、自然災害に対する総合的な研究開発を実施しており、その研究成果を内閣府の防災担当や気象庁、全国の自治体等に提供する役割を担っている研究所です。

主な研究拠点として、茨城県の「つくば本所」、山形県の「雪氷防災研究センター新庄雪氷環境実験所」、新潟県の「雪氷防災研究センター」、兵庫県の「兵庫耐震工学研究センター」が所在しています。

調査で伺った「つくば本所」においては、気象観測や地震観測の機器のほか、最大で毎時300mmの降雨を再現できる大型降雨実験施設、国土交通省や全国の地震津波観測情報を収集するセンターを設置しています。

研究成果の社会実装として、全国約800か所に設置した地震観測網のデータに基づく緊急地震速報や全国14エリアに設置したレーダー機器によるゲリラ豪雨等の観測網があります。

南海トラフ地震については、想定震源域のうち、高知県の沖合から宮崎県の沖合までは地震津波観測網が設置されておらず、その他の地域と比べて災害発生時の観測が遅れてしまうという問題があったため、現在、N-e-t（南海トラフ海底地震津波観測網）の整備が進められています。N-e-tは宮崎県の串間陸上局と高知県の室戸ジオパーク陸上局を繋ぐ観測網であり、沿岸観測網と沖合観測網を設置することで、従来と比べて、地震動については最大20秒早く、津波については最大20分早く検知することができるようになります。

そのほか、「SIP4D」という災害対応に必要とされる情報を収集し、利用しやすい形式に変換して配信することのできるネットワークと、その利活用システムを開発して

います。このシステムにおいては、約半数の都道府県と情報連携が可能となっており、本県や徳島県はこのシステムの活用により、独自の防災システムを構築しています。

委員からは、「S I P 4 Dについて、スマホやタブレット等を活用した幅広い情報共有が可能であるか」との質問があり、「S I P 4 D等の情報については、気象業務法により不特定多数への情報公開が規制されている。そのため、各自治体において消防等の防災に関わる組織を公開対象として設定する手続きが必要となる」との回答がありました。

(4) 東日本大震災の経験に基づく大規模地震災害の課題と対策

① 東日本大震災・原子力災害伝承館の調査

調査で伺った東日本大震災・原子力災害伝承館は、福島県双葉町にある県立の施設で、令和2年9月20日に開館し、福島で起きた地震、津波、東京電力福島第一原発事故という未曾有の複合災害の実態や、復興に向けた歩みを展示するなど、防災減災に向けた教訓を国内外へ発信し、未来へつなぐための活動を行っています。

福島県内における令和5年3月10日時点での東日本大震災による死者は1,614人、行方不明者は196人となっていますが、避難生活の中での体調悪化等に起因する災害関連死は2,337人にのぼり、直接死の人数を大きく上回っています。これは、避難所において、突然の避難生活によるストレスやインフルエンザなどの感染症の蔓延、水不足によるトイレや入浴などの劣悪な衛生環境、偏った栄養状況などが避難者の健康に悪影響を及ぼしたものと考えられています。

委員からは、「福島県の復興状況について、双葉町の現在の人口や役場などの活動状況について教えてほしい」との質問があり、「双葉町の行政機能はいわき市に置かれていたが、昨年に双葉町内に役場を設置し、業務を開始したと聞いている。ただ、双葉町から埼玉県や福島県いわき市に避難した方が多数を占めており、現在の双葉町の人口は80数名に留まっている」との回答がありました。

② 参考人招致による意見聴取

東日本大震災の経験に基づく大規模地震災害の課題と対策を調査するため、東日本大震災の際に陸上自衛隊第9師団の副師団長として現場で陣頭指揮を執られた川崎朗氏を参考人として招致し、意見聴取を行いました。その際に出された意見は以下のとおりです。

- ・ 東日本大震災において多くの犠牲者が出たことには3つの大きな原因があったと考えられる。
- ・ 1つ目の原因は、気象庁による津波警報の受け止め方。東日本大震災の際の津波警報では、第1報で津波高3mとの情報が流れた後、第2報で津波高6m、第3報で津波高10mと情報が更新されたが、第1報の情報で避難の必要性がないと判断して避難の遅れに繋がったことが考えられる。気象庁の津波警報は時間の経過とともにより正確な情報へと更新されていくため、第1報の被害規模に関わらず、早期避難をするよう周知を図ることが重要。

- ・ 2つ目の原因は、ハザードマップによる被害想定について。防災減災対策として、ハザードマップによる津波被害の想定や避難場所の確認が行われているが、東日本大震災の際は、ハザードマップ上で津波が到達しないとされている地域が津波被害に見舞われた事例が見られた。ハザードマップの情報の更新だけではなく、ハザードマップ上で安全とされている地域に居住している方も想定外の被災に備えて、高台等に避難するよう周知を図ることも必要。
- ・ 3つ目の原因は、避難後の十分ではない避難所の環境について。東日本大震災においては、災害による直接の被害で亡くなられた方だけではなく、避難した後に災害に起因する原因で亡くなられた災害関連死についても、大きな課題として取り上げられた。このような災害関連死を防ぐためには、避難所における医療物資の確保や冷暖房の整備、トイレや浴場等の衛生面の強化等が必要。
- ・ 東日本大震災においては、関係機関の連携についても課題が浮き彫りになった。大規模災害の際は、自治体や自衛隊、警察、消防隊等が協力して対応に当たることになるが、非常時における役割分担や情報共有フォーマットの統一等について十分ではないところが見受けられた。このような課題を解決するためには、日頃からの連携訓練での備えや、非常時において被災地の首長が関係機関への連携を強く働きかけることが重要。

参考人からの説明に対し、委員からは、「避難所の運営について参考となる事例や、本県が取り組むべき対策について教えてほしい」との質問があり、「避難所の環境については、例えば、夏の暑い時期や冬の寒い時期に避難所の床に寝かせたら、病気になる方が出るのは当たり前である。厳しい環境となっている避難所に自身が避難することを想像してもらえば、幾らでも工夫すべき点が見えてくると思われる」との回答がありました。

また、別の委員からは、「ボランティアの方々には第1期の救援の段階から集まってくるイメージがあるのだが、やはり、一旦状況が落ち着いてからの受入れでなければ、自衛隊による人命救助活動に支障を来すことがあるのではないか」との質問があり、「災害の大きさによって、ボランティアの方々が手伝う期間も異なってくるが、大規模災害の初期に段階では津波や火災などの2次被害や家屋の倒壊等があるので、そのような危険な地域でボランティアの受入れを行うことは難しいと考えている」との回答がありました。

(5) 県への提言

① 避難所の確保や避難に係る支援について

沿岸部の市町においては、南海トラフ巨大地震による津波の被害が想定され、本県では、県内26箇所の津波避難タワー等の避難施設の整備により、特定避難困難地域の解消が図られたところです。

しかしながら、高齢者や障がい者などの要配慮者は自力での避難に困難が伴い、また、避難生活においても実情に応じた支援が必要です。

このような状況の下、調査で伺った延岡市では、更なる避難所の確保について検討がな

されており、門川町においても、地域の高齢化を考慮した避難方法の見直し等が行われています。

このことについて、委員からは、「必要に応じて市町村による新たな津波避難タワー等の設置への支援を検討してほしい」、「要配慮者に配慮した避難計画の作成のための支援を強化する必要がある」との意見がありました。

県当局には、誰一人取り残さない避難が確実に図られ、配慮の行き届いた避難生活が確保されるよう、市町村による個別避難計画の策定や福祉避難所等の更なる確保・環境整備、地域と一体となった避難訓練の実施に対して一層の支援に取り組んでいただくことを要望します。

② 災害時における保健医療福祉提供体制の確保について

大規模災害時における医療提供については、負傷者に対する救急活動やその後の医療的ケア、避難後の災害関連死を防ぐための身体的・精神的ケアを図っていく必要があります。関係機関との密な連携の下で即時性を持った対応を行っていくことが重要となりますが、コロナ禍により顔を合わせての訓練等の実施が困難な状況にありました。

このことについて、複数の委員からは、「南海トラフ巨大地震が想定される中では、災害拠点病院を始めとする関係機関との日々の実地訓練や啓発が非常に大事である」との意見がありました。

県当局には、災害時に適切な医療の提供が図られるよう、引き続き、各災害拠点病院における医師等の確保や保健所・保健医療福祉活動チーム等との連携、ドクターヘリの効果的な運用等に取り組んでいただくとともに、平素からの訓練等の実施に一層取り組んでいただくことを要望します。

③ 被災地への支援体制について

本県における、大規模自然災害時の被災地への人員や物資等の後方支援対策については、緊急輸送地域ルート計画による応急部隊の移動や物資輸送のためのルートの確保や、物資調達に関する計画による物資輸送拠点の確保などによる体制整備を図っているほか、都城市において、道の駅都城が国から「防災道の駅」の選定を受けるなど、後方支援拠点の役割を担う自治体においても取組が進められており、今後についても、一層の支援体制の強化を図っていくことが重要です。

このことについて、委員からは、「九州中央自動車道を始めとして道路事情は日々変わってきているため、そのような状況も考慮して、後方支援拠点の確保に取り組んでいく必要がある」との意見がありました。

県当局には、九州中央自動車道や東九州自動車道等の道路状況の変化に的確に対応した後方支援拠点の充実に取り組んでいただくことを要望します。

また、被災地への支援に関して、委員からは、「被災地における民間ボランティアの受入れが滞った事例を耳にするため、ボランティアの受入れ体制を整える必要がある」、「災害

時の早期の復旧支援のため、激甚災害等の速やかな指定が受けられるよう、市町村との連携を強化する必要がある」との意見がありました。

県当局には、市町村に対するボランティア受入れのための体制整備の支援や激甚災害等の指定手続きに係る市町村との連携強化に一層取り組んでいただくことを要望します。

④ 津波浸水想定地域の地籍調査について

地籍調査は防災施設の円滑な整備や被災後の迅速な復旧・復興に資するものですが、津波浸水想定地域における令和4年度末の進捗率は58%となっており、調査の遅れている市町村もあるのが現状です。

このことについて、委員からは、「大規模自然災害に備えるためにも、津波浸水想定地域における地籍調査の取組を急がなければならないのではないか」との意見がありました。

県当局には、地籍調査の取組が遅れている市町村に対して、引き続き街区境界調査の推進などを図りながら、調査の促進を図っていただくことを要望します。

⑤ 防災減災対策における大規模自然災害経験者の知見の活用について

本委員会に参考人として招致した東日本大震災の対応経験者からの意見聴取では、災害対応における行政の課題や、防災減災のための提言等、実際の災害現場における活動に基づいた貴重な御意見を数多く伺うことができ、本委員会の調査に資するものとなりました。

委員からは、「参考人のような大規模自然災害の経験者の意見を取り入れた防災減災対策を講じていくことが必要である」との意見がありました。

県当局には、本県の防災減災対策において、大規模自然災害の対応経験者の知見を参考にするなどして、災害対応の実体験を十分踏まえた対策を講じていただくことを要望します。

3 台風等の大規模自然災害について

(1) 大規模自然災害への対策について

① 取組

ア 水害・土砂災害対策

河川の治水対策としては、令和5年2月に、県内の一級・二級河川の全てにおいて、流域の治水対策の全体像である「流域治水プロジェクト」の策定を完了し、河川管理者や流域のあらゆる関係者が協働して、流域全体で治水対策を推進しています。

県内の河川における河道掘削等のハード対策の実施や、浸水想定区域図の作成などのソフト対策の実施に加え、市町村が作成する洪水ハザードマップ策定等の支援を行っており、引き続き、ハード・ソフト一体となった治水対策に取り組むこととしています。

河川整備については、3か年緊急対策により158の河川で河道掘削を実施した後、更に5か年加速化対策による52の河川での河道掘削を計画しています。令和4年台風第14号

の際には、西都市の三財川で河川水位の低下と家屋浸水被害の低減の効果が発現しており、今後も、5か年加速化対策を活用した河道掘削を推進していくこととしています。

また、砂防に係る取組として、砂防えん堤や急傾斜地崩壊防止施設のハード整備により、土砂災害から人家や要配慮者利用施設などを保全するとともに、ハード事業のみでなく、土砂災害防止教室や講座等のソフト対策も実施することにより、地域の防災力の向上を図っています。令和4年台風第14号の際は、砂防えん堤で土砂や流木が捕捉され、下流への被害を防止することができています。地域防災力向上のため、引き続き、砂防関係施設の整備に取り組むこととしています。

イ 山地災害・林道災害対策

本県は地形が急峻で、地質が脆弱であることから、台風等による記録的な大雨等により、毎年のように山地災害や林道災害が発生しています。

山地災害については、令和4年度は、106か所の山地災害が発生し、被害額は約66億7千万円となっています。

このうち、令和4年台風第14号による山地災害の状況は、県北地域で記録的な大雨となり、林地等の崩壊によって土砂や流木などが下流に流れ出る林地被害が82か所で発生し、被害額は約55億円となりました。

同じく、令和4年台風第14号による治山ダムなどの治山施設被害については、21か所の治山施設被害が発生し、被害額は約9億円となりました。

令和5年度においても8月の台風第6号の大雨等により43か所の山地災害が発生し、約25億9千万円の被害が発生しています。

次に林道災害の状況についてですが、令和4年度は、454か所で林道災害が発生しており、被害額は約56億円となっています。

このうち、令和4年台風第14号による林道災害の状況については、山地災害と同様に県北地域での記録的な大雨による路側や法面の崩壊によって、436か所の林道被害が発生し、被害額は約53億円となりました。

令和5年度については、こちらも山地災害と同様に8月の台風第6号の大雨等により、129か所の林道災害が発生し、被害額は約8億8千万円となっています。

これらの激甚化・頻発化する豪雨災害等への対策として、本県では、国土強靱化5か年加速化対策等を活用した各種施策に取り組んでいます。

一つ目は治山事業の取組であり、人家裏の崩壊の危険性が高い森林における山腹工及び谷止工の施工や既存の治山施設の機能強化・回復、既存の防潮堤への消波ブロックの設置による防潮機能の強化、復旧治山事業などによる山地災害危険地区の解消に取り組んでいます。

二つ目は林道事業の取組であり、森林施業や木材等の輸送を効率化し、災害時の迂回路となる林道の開設や改良、舗装に取り組んでいます。

三つ目は森林整備事業の取組であり、山地災害を未然に防止するために、人工林の伐

採後の再造林と適切な保育作業を推進し、健全な森林づくりに取り組んでいます。

ウ 農業用ため池における対策

近年、全国的に頻発する線状降水帯や猛烈化する台風による豪雨で、多くの農業用ため池が被災しており、平成30年の西日本豪雨では、2府4県において32か所のため池が決壊し、死傷者も確認されています。

国において、ため池の決壊による水害から人命や財産を保護するため、令和2年度に「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が制定され、防災工事基本指針の策定、防災重点農業用ため池の指定など、令和3年度から令和12年度までの10年間に、防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図ることとしています。

この特別措置法では、ため池堤体の補強や取水設備等の老朽化対策及び地震対策、豪雨対策として洪水吐きの整備や未利用ため池の廃止工事などのハード対策、ため池マップ、ハザードマップの作成・公表などのソフト対策の推進についても定められています。

本県では、令和5年3月時点において、655か所の農業用ため池のうち、特別措置法による防災重点農業用ため池の指定要件に基づき、422か所を「防災重点農業用ため池」に指定しています。

現在、老朽化による安全性の検証や、耐震性、豪雨耐性などの調査を順次進めており、ハード対策として、ため池の決壊による周辺区域への影響度、老朽化などの緊急度から整備の優先度を設定し、より危険なため池から対策に着手することを検討しています。また、これまでため池堤体、取水設備、洪水吐きなどの防災工事を一体的に実施してきましたが、豪雨対策を先行させて洪水吐きのみ部分改修を進めることにより、決壊リスクの速やかな低減を図ることも検討しています。

そして、これらの対策工事の完了には時間を要することから、災害時に備えるためのソフト対策として、前述の対策の推進に加えて、定期点検の実施や、市町村や施設管理者向けに講習会を開催するなど、適切な維持管理対策を進めています。

これらの取組によって、特別措置法の期限である令和12年度までに、計画に沿ったため池の整備と廃止を進めています。

② 県内の取組

ア 延岡市の取組

調査で伺った延岡市では、令和4年台風第14号において、豪雨に伴う内水による浸水被害が生じたことから、市内9地区における浸水解析モデルを構築して、実現可能な対策案の検証事業を行っています。

また、冠水常襲地区対策事業では、以前より冠水被害を受けている地区について調査を行い、検証結果に基づいて排水溝の新設などを行うこととしています。

また、富美山地区においては、令和4年台風第14号によって過去最大の浸水被害が発生したことから、同地区において令和4年度から取り組んでいる内水対策事業について、

改めて内水氾濫の原因検証を行いつつ対策工事を進めています。

委員からは、「令和4年台風第14号被害を受けての河川管理に係る課題等があれば教えてほしい」との質問があり、「五ヶ瀬川水系において、国の管理河川については今後も整備強化の計画が進行しているため、県の管理河川との間で防災機能の差が広がらないよう、県との間で機能強化に向けた協議を進めているところである」との回答がありました。

イ 九州電力株式会社宮崎支店の取組

調査で伺った九州電力株式会社宮崎支店では、電力施設に係る災害予防や復旧のための防災業務計画を定めており、宮崎支店を対策本部とし、延岡、日向、高鍋、宮崎、都城、日南の6事業所を各地域の対策部とした体制で対処することとしています。この計画に基づく非常対策本部は震度6弱以上の地震が発生した際に設置されます。

これらの全事業所において避難マニュアルを作成しており、非常災害発生時の従業員や来訪者の人命確保のための避難方法や避難経路等を取り決めています。

また、BCP（事業継続計画）を作成し、社屋の耐震化や非常用設備・食料等の確保、県との相互連携協定の締結のほか、特色のある取組として、災害発生時に最初に参集した従業員が速やかな初動対応を行うための手順書をまとめて収めたファーストミッションボックスを配備しています。

自治体と協力して南海トラフ巨大地震に備えた実動訓練や図上訓練を実施しているほか、自社独自の訓練として、南海トラフ巨大地震や大型台風に備えた対応訓練を実施しています。

自然災害による停電時の復旧作業に当たっては、設備巡視による被害状況の把握のほか、状況に応じて、孤立集落への発電機車の空輸やポータブル発電機の貸出、進入困難地域へのドローンによる設備巡視など、様々な手段を用いて停電の早期復旧や復旧までの非常電力の供給を行うこととしています。

令和4年台風第14号の際は最大114万6千戸あまりの停電が発生したものの、これらの復旧作業により、ピーク時から3日程度で進入困難地域を除くほとんどの地域の停電を解消することができました。

委員より「倒木による停電への対策として、電力供給設備周辺の樹木伐採が考えられるが、管内市町村との協定等により、それらの取組が進んでいる事例があれば教えてほしい」との質問があり、「非常災害時の県との協定を基本として、各地域の事業所と市町村との協定により、平素からの事前伐採等も行っているところである」との回答がありました。

(2) 県への提言

① 水害・土砂災害への対策について

台風等の降雨災害による浸水被害を防ぐための河道掘削においては、掘削土砂の処理対

策として、残土処理場の確保等にも取り組んでいるところですが、このことに関して、委員からは、「残土処理場が不足しているために河道掘削工事を待たせることになった事例があったため、残土処理場確保のための取組を強化する必要がある」、「掘削土砂について、骨材業者等による掘削土砂の再利用を図ることもできるのではないか」との意見がありました。

県当局には、掘削土砂の処理対策として、土砂受入れ先の確保や掘削土砂の再利用などの取組を強化していただくことを要望します。

② 山地災害・林道災害への対策について

本県では、間伐などの手入れの行き届かない森林が増加する中、局地的な集中豪雨による山地災害の激甚化や、災害発生に伴う木材生産活動等の停滞が見受けられます。

このことについて、委員からは、「作業道等の崩壊の原因として、排水対策が十分ではないことが考えられるため、事業者に対する環境に配慮した施工等を行うよう指導することが必要ではないか」、「山地災害については、国の森林環境譲与税を活用した危険木の伐採等の対策を講じることも考えられるが、市町村での取組が進んでいないように見受けられるため、譲与税活用の周知が必要ではないか」との意見がありました。

県当局には、市町村に対して、災害を防ぐための水切り対策が適切に行われるよう事業者への指導を徹底するよう働きかけるとともに、森林環境譲与税の周知広報等に努め、森林環境譲与税の積極的かつ効果的な活用に取り組んでいただくことを要望します。

③ 農業用ため池の管理の徹底について

本県では、豪雨災害によるため池決壊の被害を防ぐため、国の指針等に基づいて、ため池の整備や廃止を計画的に推進するなどのハード対策・ソフト対策に取り組んでいます。

このことについて、委員からは、「使われなくなったため池は、そのまま放置していると、水の流れが変わって災害のリスクが高まるため、ため池の管理に当たっては、その廃止も含めてしっかりと対応してほしい」、「ため池管理者の高齢化が進んでおり、管理のリスクが高まっていることから、十分な安全対策を講じていく必要があるのではないか」との意見がありました。

県当局には、住宅地等に隣接しているような決壊リスクの高いため池を始めとするため池の管理について、計画に基づいた着実な防災工事等を推進していただくとともに、ため池管理の安全対策として、水位計や監視カメラの設置などの監視体制の整備に一層取り組んでいただくことを要望します。

4 防災における人材育成等の取組について

(1) 防災に携わる人材等について

① 防災士

防災士は、地域防災のリーダーとしての役割が期待されており、本県における防災士の数は、令和5年4月時点では、6,674名となり、人口10万人あたりの防災士数では全国6位となっています。

令和5年度の防災士の年齢階層を見ると、50代以上の割合が約56%と高く、逆に20代以下の若年層が約13%と低く高齢化が見られます。10年、20年後を見据えると、若年層の防災士の養成が課題となっています。

防災士の役割については、日頃からの防災減災に関する知識と技能の修得や、現場の状況に応じたリーダーシップの発揮による被害拡大の防止等があります。特に、平時の自主防災組織の設立や、BCP作成、防災訓練などの防災活動、発災直後の初期消火、避難誘導、避難所開設等が行われるに当たっては、地域の防災リーダーとしての役割を担うことが期待されます。

令和5年度に実施した全防災士を対象としたアンケート調査では、回答者の約6割が資格取得後に防災活動を行っており、地域においては防災訓練の参加や防災活動の企画・運営など、職場においては、防災活動のアドバイスやBCPの作成などを実践していることが分かりました。一方で、回答者の年齢階層は60代、70代の方が多く、20代、30代の若い世代や、資格取得はしたものの活動していない防災士の活動促進が課題となっています。

防災士の組織的な活動としては、「NPO法人宮崎県防災士ネットワーク」の活動が挙げられます。この組織は、平成17年の台風災害、平成18年の竜巻災害等を契機として、平成19年に設立された後、現在ではNPO法人化され、県内10支部、会員数916名で、防災士の県全域のネットワーク組織としては、九州で唯一となっています。具体的な活動として、防災士養成研修や、地域防災活動の支援、防災士スキルアップ研修等を実施しており、本県の地域防災力を牽引する大きな力となっています。

② 消防団

消防団は消防機関の一つであり、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の第8条で「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」とされています。

消防団の主な業務として火災の鎮圧、火災の予防や警戒、救助、災害の予防や警戒、災害時の避難誘導等、地域住民等に対する指導や啓発などがあります。

消防団員数は、令和5年4月1日時点で13,209名であり、減少傾向となっていますが、うち女性消防団員数は473名であり、増加傾向にあります。全消防団員に占める女性団員の割合は3.6%であり、これは全国と同水準となっています。また、全国で女性の所属する消防団の割合は78.3%ですが、本県では、県内全ての消防団に女性が所属しています。

消防団員年齢構成の推移については、若年層の構成率が減少しており、令和4年度には、30代以下の割合が50%を割り込んでいます。なお、全国では30代以下の割合が40%を下回る状況です。

消防団員に係る就業形態については、会社員や公務員など被用者の占める割合が70%程

度で推移しており、全国では75%前後で推移しています。

③ 自主防災組織

自主防災組織とは、地域住民が「自分たちの命は自分たちで守る」という自助の意識に基づいて自主的に結成する防災組織であり、平時においては、防災訓練の実施や防災資機材の備蓄・点検などの活動を、災害時には、災害情報の収集、住民への迅速な伝達や、避難誘導、被災住民の救出・救護などの活動を担うことが期待されています。

自主防災組織の活動状況について、令和5年度に実施した全市町村へのアンケート調査の結果によると、自主防災組織の設置数は、自治会等の数2,725に対して、2,213組織が設置されており、設置率が約81%と高い割合となっている一方で、市町村が活動を把握している組織の数は、約58%の1,286組織で、そのうち継続した活動を実施しているのは、約50%の648組織となっています。

自主防災組織未結成の理由は、地域防災リーダー等の人材の不足、高齢化や世帯数・自治会加入数の減少、地域で近年大きな災害が起こっていないことなどとなっています。

また、市町村による未結成地域への支援状況は、10市町において結成促進の研修会などの支援が行われている一方で、16市町村においては地域の自発的な活動に任せていること、支援の要望がない等の理由から支援を行っていない状況であること、市町村のマンパワー不足などの理由から十分な支援が行えていないという課題が見えてきています。

(2) 人材の育成について

① 防災士の育成

令和12年度までに、10,000人の防災士養成を目標としています。また、避難所運営など防災の現場でも男女共同参画の視点は重要であることから、防災士の30%を女性にすることを目標としています。令和5年4月現在の女性の防災士の割合は約26%であり、毎年1%程度増加するなど、順調に推移しています。

防災士の新規養成の取組としては、県自らを研修機関として養成研修を実施しています。令和4年度は、434人が研修受講し、うち378人が試験に合格して防災士の登録を行っています。また、防災士に対する知識や技能の維持向上の取組として、スキルアップ研修を実施しており、令和4年度は、地区防災計画や避難所運営等をテーマとして実施しました。

② 消防団の育成

消防団の育成のため、消防団員の加入促進や定着、能力向上に関する取組を実施しています。

消防団員の加入促進のための取組では、消防団の活動を紹介する広報誌「DAN!!」を令和4年度は8,000部作成し、各市町村や消防署等で広く配布しています。また、若年層向けの加入促進チラシ「DAN!! TIMES」を令和4年度は85,000部作成し、県内の大学生や全ての高校生に配布しています。

消防団員の定着のための取組では、毎年、原則3月第3土曜日に消防大会を開催して、表彰やラッパ隊の演奏披露等を実施しています。また、消防団への女性の加入・定着を図るため、女性団員が交流し、スキルアップすることを目的に女性消防団員活性化大会を開催しています。さらに、団員の安全性を確保し、迅速、的確に防災活動を行えるよう、市町村が整備する資機材等に対して補助を実施しています。

消防団員の能力向上のための取組では、消防学校において、一般団員、幹部、団長などの階層に応じた教育訓練を実施しています。また、消防操法の錬成の確認及び団員の士気高揚を図るため、消防操法大会を全国大会の開催に合わせて隔年で開催しています。さらに、令和5年度の県総合防災訓練には、開催地の高鍋町消防団が参加し、被害情報の収集・伝達、負傷者搬送、水利の確保等、関係機関と連携した実践的な訓練を行いました。

③ 防災意識の啓発

県民への防災意識の啓発のため、平時より、大規模災害から命を守る3つの行動を啓発しており、宮崎県防災の日、防災週間、減災行動集中啓発期間にテレビCM、SNS広告等による啓発や、津波防災の日に県内全域で県民一斉防災行動「みやざきシェイクアウト」を実施しています。また、防災小説コンテストを実施し、災害を自分ごととして考えるための取組によって、若い世代に向けた自助の意識の促進を図っているところです。

④ 地域防災活動の支援

地域の防災力を維持向上していくためには、継続した防災活動を行っていくことが重要であるため、地域の防災活動の支援として、人的支援と財政支援を行っています。人的支援では、防災士を地域に派遣することにより、防災講座の実施や地区防災計画策定、避難所運営訓練の支援を行っています。財政支援では、市町村が地域に対して行う資機材整備や避難場所・避難経路整備への補助に対する支援を行っています。

⑤ 学校における防災教育に関する取組

防災教育に関する取組として、「学校と地域がつながる安全教育推進事業」に取り組んでいます。令和5年度は、延岡市をモデル地域とし、延岡工業高校、延岡市立南中学校を安全教育推進校に指定して、防災・減災教育を推進しています。

指定を受けたモデル地域は、学校安全連絡協議会を設置し、自治会や警察などの関係機関と地域の連携のあり方や避難訓練の工夫・改善等についての協議を行っています。

安全教育推進校の延岡工業高校では、地域住民との合同避難訓練や、陸上自衛隊都城駐屯地から講師を招いて講話や災害救助訓練見学会等を実施しました。

また、推進校の代表生徒及び職員による学校安全実践地域訪問では、東日本大震災の被災地である宮城県石巻市等を訪問し、見たり、感じたりしたことを自校の生徒に伝えるなどして、生徒や教職員の防災への関心を高める取組も行っています。令和5年度は、11月に、石巻市、仙台市の震災遺構の視察及び全国で2校しかない「災害科学科」を設置して

いる宮城県多賀城高校へ訪問し、ワークショップを通じて生徒間交流や市内の被災地を巡る「まち歩き」を体験しました。

さらに、学校の防災意識を高めることを目的に、全県立学校の代表生徒と安全教育推進リーダー等の教職員を対象とした高校生防災・学校安全研修を実施しています。令和5年度は、NPO法人宮崎県防災士ネットワークの防災士を講師に迎え、「地域の特性を踏まえた防災・安全教育」について講演していただいた後、「わたしたちができる学校安全への取組と課題」について協議を行いました。

⑥ 防災に係る教職員育成に関する取組

全ての県立学校に防災教育の中心的な役割を担う人材として、防災士資格をもつ教職員を1名以上在籍させ、各学校における防災教育の充実を図っています。各県立学校へは、毎年4月に防災士資格取得調査を行い、定期異動等で防災士が不在となった学校については、防災士取得に必要な経費を負担し、防災士の養成を図っています。

また、学校における安全教育担当者の資質向上を目的とする学校安全指導者研修会では、全ての校種の教職員等を対象に、安全教育推進校の指定を受けた学校の成果の報告や、専門家による講演を実施しています。

さらに、県立学校においては、各学校の安全教育推進リーダーを対象に、各学校における安全教育推進の中核となるリーダーの養成と専門性の向上を図るための研修会を実施しています。

現在、文部科学省では、包括的かつ協働的な学校安全の推進を目標とした、セーフティプロモーションスクールの取組を推進していますが、本県においてもこの考え方を取り入れた学校安全の構築のために、本県で開催されるセーフティプロモーションスクール推進員養成セミナーの教職員の受講も推進しています。

⑦ 県内の取組

ア 延岡市の取組

調査で伺った延岡市では、災害避難時の支援者となり得る若年層やファミリー層の、地域で行われる防災活動への参加率が低い傾向にあったため、防災に興味関心を持ってもらうための取組として、避難訓練体験アプリの開発を行いました。

これはアプリ内で自身のアバターを操作して、延岡市の指定緊急避難所への避難を体験するもので、お披露目会の際にアプリを体験した方からは、「避難の際の周りへの声かけ」や「逃げ遅れた方がいないかの確認」などの気づきがあったとの声がありました。

延岡市では、このアプリを学校での避難教育の一つとして活用してもらえよう取り組んでいます。

委員からは、「避難の際の逃げ遅れを防ぐための危機管理について防災士の教育などの取組を含めて教えてほしい」との質問があり、「有事の際の逃げ遅れ等を防ぐためには、地域の力が不可欠となるため、要支援者に対する個別避難計画のほか、地区の防災

計画の作成についても取り組んでいる。防災士の育成については、資格取得のための受講料と登録費に対する補助事業によって支援を行っている」との回答がありました。

イ 門川町の取組

調査で伺った門川町では、防災に従事する行政・地域団体・学校関係者等による学校安全連絡協議会を設置して、年23回、防災を始めとする安全教育について協議を重ねており、門川中学校において認定されているセーフティプロモーションスクールでの取組を柱として、生徒への避難場所の周知や積極的な避難訓練の実施などの取組を進めています。

また、門川町内小中学校運営協議会（コミュニティ・スクール）が実施している各小中学校での防災教育をテーマとした活動は、門川町ならではの取組となっており、令和4年度は下校時避難訓練の実施や防災に関する3か年の年次計画の作成を行いました。

委員からは、「自主防災組織の取組について、門川町では小中学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の活動紹介で、学校現場での取組が地域を引っ張っているような印象を受けたが、地域防災力の強化についてご意見をいただきたい」との意見があり、「防災への取組については学校現場によって熱心なところとそうでないところがある中で、学校現場全体での水準を平均化するため、拡大運営協議会の場を設けて、学校毎の好事例を持ち寄るなどして取組の活性化を図っている」との回答がありました。

（3）県への提言

① 人材育成支援について

本県では、防災士・消防団員の高齢化や、自治会加入率の低下等による自主防災組織の機能低下が課題となっています。

このことについて、委員からは、「消防団について、その役割や活動を踏まえ、負担軽減に取り組んでいただきたい」、「自治体職員は、災害時における避難所の運営等についての働きを求められることになるため、自治体職員自身が災害に対しての知識や対策のノウハウを身につけるための取組を進める必要がある」との意見がありました。

県当局には、地域の防災力向上のため、災害対応において中心的な役割を担う自治体職員や消防団員の防災士資格の取得の推進など、防災士育成についての取組を進めていただくとともに、消防団員の高齢化や人材不足に対応するため、待遇改善等の加入促進の取組のほか、事業所へのインセンティブ付与等による消防団の活動支援に一層取り組んでいただくことを要望します。

② 学校と地域が一体となった防災教育について

本県では、学校現場における生徒や教職員の防災意識向上を目的に、地域と連携した避難訓練や被災経験のある学校との交流事業等を実施しています。

また、学校現場の安全教育の中核を担う教職員のリーダーの資質向上のための取組や地

域と連携した避難訓練等の計画、危機管理マニュアルの見直し等の取組を継続して実施していくこととしています。

このことについて、委員からは、「地域の学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の活動において、地域を巻き込んだ避難訓練の実施等に取り組んでいただきたい」との意見がありました。

県当局には、学校と地域が一体となった実践的な避難訓練等を一層進めることにより、地域防災力の更なる向上に取り組んでいただくことを要望します。

Ⅲ 結 び

以上、当委員会の1年間の調査内容及び活動について総括して報告しました。

各調査項目に対する県への提言は、先に述べたとおりですが、東日本大震災の被災地である福島県での調査においては、震災から10年以上が経過してもなお残る被災の爪痕を目にしました。また、当委員会での調査の間にも、令和4年の台風災害からの復旧を進めていた国道327号が、令和5年においても台風災害に見舞われたことによって復旧計画の見直しを行うこととなったほか、令和6年1月1日には能登半島を震源とする大規模な地震津波災害が発生し、南海トラフ巨大地震の発生が切迫する本県の対策の重要性について認識を新たにしたところです。

県当局や各市町村においては、大規模自然災害への備えを最重要課題の一つとし、様々な対策を推進しているところですが、震災経験者からの意見聴取においては、災害時における関係機関の分野横断的な連携が大きな課題であると感じました。また、近年の気候変動に伴う災害の激甚化が進んでいる状況にあっては、被災経験に基づく検証を通して不断の対策の見直しを行っていくことが極めて重要です。

県当局が強いリーダーシップを発揮し、市町村や関係機関と連携しながら、防災減災対策や、安全・安心な県土の構築に向けた強靱化が更に図られることを期待して当委員会の報告といたします。

IV 委員会設置等資料

(資料Ⅳ－１)

特別委員会の設置

(令和５年５月１７日議決)

- 1 名 称 防災減災・県土強靱化対策特別委員会
- 2 目 的 防災減災及び県土強靱化に関する所要の調査活動を行うことを目的とする。
- 3 委員定数 １２名
- 4 期 限 令和６年３月３１日までとする。
- 5 活 動 本委員会は、地方自治法第１０９条第８項の規定により、必要と認めた場合には議会閉会中も随時開催することができる。

(資料Ⅳ－２)

委 員 名 簿

(令和５年５月１７日選任)

委 員 長	坂 本 康 郎
副 委 員 長	荒 神 稔
委 員	山 下 博 三
委 員	後 藤 哲 朗
委 員	武 田 浩 一
委 員	佐 藤 雅 洋
委 員	安 田 厚 生
委 員	山 口 俊 樹
委 員	工 藤 隆 久
委 員	松 本 哲 也
委 員	岡 師 博 規
委 員	内 田 理 佐

委員会活動経過の概要

令和５年５月１７日

○ 臨時会

- １ 防災減災・県土強靱化対策特別委員会の設置
- ２ 委員の選任及び正・副委員長の互選

委員長	坂本康郎
副委員長	荒神稔
委員	山下博三
委員	後藤哲朗
委員	武田浩一
委員	佐藤雅洋
委員	安田厚生
委員	山口俊樹
委員	工藤隆久
委員	松本哲也
委員	囃師博規
委員	内田理佐

令和５年５月２６日

○ 委員会（閉会中）

次の事項について県当局から説明を受けるとともに、今後の委員会の調査事項、活動方針・計画等について協議した。

- １ 総務部
 - (１) 南海トラフ巨大地震と被害想定
 - (２) 防災・減災の取組

令和５年６月２６日

○ 委員会（６月定例会）

次の事項について県当局から説明を受けるとともに、県内調査の調査先等について協議した。

- １ 県土整備部
 - (１) 災害に対して脆弱な県土
 - (２) 国土強靱化について
 - (３) 県土整備部における国土強靱化に関する取組について
 - (４) 国土強靱化を推進するために

令和5年7月20日

○ 委員会（閉会中）

次の事項について県当局から説明を受けるとともに、県外・県内調査の調査先等について協議した。

1 福祉保健部

- (1) 災害時における医療提供体制の確保について
- (2) 災害時における現地支援について
- (3) 要配慮者に関する対策について

令和5年7月25日～26日

○ 県内調査

1 日向市役所

B & G財団からの助成を活用した防災倉庫の設置などについて調査を行った。

2 国道327号野地工区（椎葉村）

令和4年台風第14号被害からの復旧状況について調査を行った。

3 門川町役場

防災減災に関する学校での取組などについて調査を行った。

4 延岡市役所

災害復旧に係る宮崎ガスとの協定、アプリによる避難訓練などについて調査を行った。

5 社会福祉法人愛育福祉会 清松園 やわらぎの里（延岡市）

避難棟の機能や要支援者に対する避難誘導などについて調査を行った。

令和5年8月29日～30日

○ 県内調査

1 日南市消防本部

大規模自然災害に対する取組や消防本部の活動などについて調査を行った。

2 宮崎海上保安部（日南市）

津波などの大規模自然災害に対する取組などについて調査を行った。

3 道の駅都城NIQLL（都城市）

大規模自然災害に対する取組や、「防災道の駅」としての機能などについて調査を行った。

4 陸上自衛隊都城駐屯地（都城市）

地震や火山噴火等の大規模自然災害に対する取組などについて調査を行った。

5 九州電力株式会社宮崎支店（宮崎市）

大規模自然災害時の電力復旧の取組、令和4年台風第14号災害時の対応などについて調査を行った。

令和5年9月26日

○ 委員会（9月定例会）

次の事項について参考人から意見聴取をするとともに、県外調査先等について協議した。

1 参考人意見聴取

参考人：元陸上自衛官 川崎 朗 氏

内 容：南海トラフ巨大地震を始めとする大規模自然災害に対する対策について

令和5年10月17日～19日

○ 県外調査

1 福島県庁

地震津波に備えた海岸堤防を始めとする取組について調査を行った。

2 東日本大震災・原子力災害伝承館（福島県双葉郡双葉町）

東日本大震災に係る大規模自然災害の影響と復興について調査を行った。

3 防災科学技術研究所つくば本所（茨城県つくば市）

「南海トラフ海底地震津波観測網（N-e-t）」を始めとする大規模自然災害に対する取組について調査を行った。

4 内閣官房国土強靱化推進室（東京都千代田区）

国土強靱化基本計画について調査を行った。

令和5年11月6日

○ 委員会（閉会中）

次の事項について県当局から説明を受けるとともに、次回の調査内容について協議した。

1 環境森林部

(1) 本県における災害廃棄物処理対策について

(2) 環境森林部における防災減災・国土強靱化対策の推進について

2 農政水産部

(1) 農業用ため池の防災・減災対策について

(2) 地籍調査の取組について

(3) 漁港の防災・減災対策について

令和5年12月8日

○ 委員会（11月定例会）

次の事項について県当局から説明を受けるとともに、次回の調査内容等について協議した。

1 総務部

- (1) 人材育成・地域支援の取組
- (2) デジタル技術の活用
- (3) 今後の災害対策

令和6年1月19日

○ 委員会（閉会中）

次の事項について県当局から説明を受けるとともに、委員会報告書骨子（案）について協議した。

1 教育委員会、総合政策部

- (1) 学校施設の整備状況等について
- (2) 学校における防災に関する取組状況等について
- (3) 令和5年度新規事業（特別支援学校防災設備整備事業（6月補正））について

令和6年3月12日

○ 委員会（2月定例会）

委員長報告（案）について協議した。

令和6年3月14日

○ 本会議（2月定例会）

委員会の調査結果について委員長が報告した。